

戸 井 支 所

令和5年（2023年）2月20日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4（2022）年度補正予算概要	1
2 令和5（2023）年度予算概要	2～3
3 函館市地域会館条例の一部を改正する条例の骨子.....	4～8

1 令和4(2022)年度補正予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
支所費	△2,509	公有財産解体費減	△2,509 (地方債)公共施設等 解体事業債 △2,300

2 令和5(2023)年度予算概要

一般会計
[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源	
一般管理費	4,072	防災対策経費	4,072	
		防災無線システム経費	4,072	
財産管理費	761	土地・建物管理所要経費	761	
		維持補修費	761	
支所費	42,667	庁舎維持管理所要経費	23,124	
		戸井支所庁舎管理費	23,124	
		地域会館管理運営所要経費	4,555	(その他)地域会館使用料
		地域会館管理委託料(債務負担行為分)	4,042	7
		維持補修費	490	
		その他諸経費	23	
		街路灯維持管理費	6,523	(地方債)過疎地域持続的
		地域内交通確保対策事業費	3,064	発展特別事業債 3,000
		公有財産解体費	5,401	(地方債)公共施設等解体 事業債 4,800

民生費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
社会福祉総務費	94	その他所要経費	94
老人福祉費	4,033	高齢者等在宅生活支援事業費	4,033 (地方債)過疎地域持続的
		戸井地区外出支援サービス事業費	4,033 発展特別事業債 4,000

衛生費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
墓地費	42	市有共同墓地管理所要経費	42 (その他)墓地使用料 10

農林水産費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
農林総務費	2,901	農林施設維持補修費	2,901
水産総務費	51	その他所要経費	51
		その他諸経費	51

商 工 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
商工総務費	297	事務所要経費	297

土 木 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
土木総務費	506	その他所要経費 506 その他諸経費 506	
道路橋梁総務費	1,138	道路管理行政費 1,138 街路灯関係経費 1,138	(その他)道路占用料 395
道路橋梁維持費	12,182	道路維持補修費 8,250 除雪費 3,932	
河 川 費	2,215	河川維持管理費 2,215	(その他)河川及び堤防 9 使用料
公 園 費	407	公園施設維持管理費 407	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域会館管理委託料 (汐首東会館) (瀬田来会館) (弁才町会館) (原木会館)	令和6(2024)年度から 令和8(2026)年度まで	7,830

3 函館市地域会館条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

小安中央会館，泊町会館，館町会館，古武井会館，新八幡町会館および銚子会館を廃止するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

函館市地域会館条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																												
<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、次の各号に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>(1) <u>函館市小安中央会館</u> 別表第4</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>函館市泊町会館</u> 別表第10</p> <p>(6) <u>函館市館町会館</u> 別表第11</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>函館市古武井会館</u> 別表第18</p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>(15) <u>函館市銚子会館</u> 別表第21</p> <p>(16) <u>函館市新八幡町会館</u> 別表第23</p> <p>(17)～(22) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>函館市小安中央会館</u></td> <td><u>函館市小安町717番地</u> 1</td> </tr> <tr> <td><u>函館市汐首東会館</u></td> <td><u>函館市汐首町67番地</u> 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>函館市弁才町会館</u></td> <td><u>函館市弁才町274番地</u> 2</td> </tr> <tr> <td><u>函館市泊町会館</u></td> <td><u>函館市泊町32番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>函館市館町会館</u></td> <td><u>函館市館町83番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>函館市女那川会館</u></td> <td><u>函館市女那川町1番地</u> 先</td> </tr> <tr> <td><u>函館市古武井会館</u></td> <td><u>函館市古武井町150番地</u> 4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>函館市柏野会館</u></td> <td><u>函館市柏野町31番地</u> 2</td> </tr> <tr> <td><u>函館市新八幡町会館</u></td> <td><u>函館市新八幡町71番地</u> 1</td> </tr> <tr> <td><u>函館市銚子会館</u></td> <td><u>函館市銚子町46番地</u> 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	<u>函館市小安中央会館</u>	<u>函館市小安町717番地</u> 1	<u>函館市汐首東会館</u>	<u>函館市汐首町67番地</u> 2	(略)		<u>函館市弁才町会館</u>	<u>函館市弁才町274番地</u> 2	<u>函館市泊町会館</u>	<u>函館市泊町32番地</u>	<u>函館市館町会館</u>	<u>函館市館町83番地</u>	(略)		<u>函館市女那川会館</u>	<u>函館市女那川町1番地</u> 先	<u>函館市古武井会館</u>	<u>函館市古武井町150番地</u> 4	(略)		<u>函館市柏野会館</u>	<u>函館市柏野町31番地</u> 2	<u>函館市新八幡町会館</u>	<u>函館市新八幡町71番地</u> 1	<u>函館市銚子会館</u>	<u>函館市銚子町46番地</u> 2	(略)		<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、次の各号に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)		(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)		(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	
名 称	位 置																																																												
<u>函館市小安中央会館</u>	<u>函館市小安町717番地</u> 1																																																												
<u>函館市汐首東会館</u>	<u>函館市汐首町67番地</u> 2																																																												
(略)																																																													
<u>函館市弁才町会館</u>	<u>函館市弁才町274番地</u> 2																																																												
<u>函館市泊町会館</u>	<u>函館市泊町32番地</u>																																																												
<u>函館市館町会館</u>	<u>函館市館町83番地</u>																																																												
(略)																																																													
<u>函館市女那川会館</u>	<u>函館市女那川町1番地</u> 先																																																												
<u>函館市古武井会館</u>	<u>函館市古武井町150番地</u> 4																																																												
(略)																																																													
<u>函館市柏野会館</u>	<u>函館市柏野町31番地</u> 2																																																												
<u>函館市新八幡町会館</u>	<u>函館市新八幡町71番地</u> 1																																																												
<u>函館市銚子会館</u>	<u>函館市銚子町46番地</u> 2																																																												
(略)																																																													
名 称	位 置																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)																																																													
(略)	(略)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(略)																																																													
(略)	(略)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(略)																																																													
(略)	(略)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(略)																																																													

別表第2および別表第3 削除

別表第4 (第6条関係)

函館市小安中央会館

区分	時間区分		
	午前(午前9時から正午まで)	午後(正午から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)
大会議室	1,200円	1,570円	2,040円
研修室1	430円	550円	710円
研修室2	910円	1,170円	1,530円
実習室	450円	580円	770円
調理室	810円	1,060円	1,370円
和室1	230円	300円	380円
和室2	170円	230円	300円

備考 暖房を使用した場合は、時間区分ごとにストーブ1台につき200円を徴収する。

別表第5 削除

別表第10 (第6条関係)

函館市泊町会館

区分	時間区分		
	午前(午前9時から正午まで)	午後(正午から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)
相談室	170円	230円	300円
調理実習室	480円	630円	810円
研修室	910円	1,180円	1,540円

備考 暖房を使用した場合は、時間区分ごとにストーブ1台につき200円を徴収する。

別表第11 (第6条関係)

函館市館町会館

区分	時間区分		
	午前(午前9時から)	午後(正午から午)	夜間(午後5時から)

別表第2から別表第5まで 削除

別表第10および別表第11 削除

	ら正午ま で)	後 5 時ま で)	午後 9 時 まで)
集会室	710円	920円	1,190円
生活相 談室	150円	210円	270円
教養娯 楽室	110円	140円	180円
調理室	310円	400円	530円

備考 暖房を使用した場合は、時間区分ごとにストーブ 1 台につき 200 円を徴収する。

別表第 17 削除

別表第 17 および別表第 18 削除

別表第 18 (第 6 条関係)

函館市古武井会館

区分	時間区分		
	昼間 (午前 9 時から 午後 5 時 まで)	夜間 (午後 5 時から 午後 10 時 まで)	全日 (午 前 9 時か ら午後 10 時まで)
遊戯 室	1,510円	1,720円	2,590円
研修 室	960円	1,080円	1,610円

備考 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1 日につき 4,050 円とする。

別表第 21 (第 6 条関係)

別表第 21 から別表第 23 まで 削除

函館市銚子会館

区分	時間区分	
	昼間 (午前 9 時か ら午後 5 時まで) 1 時間につき	夜間 (午後 5 時か ら午後 9 時まで) 1 時間につき
研修 室	410円	620円
相談 室	310円	460円
調理 室	210円	310円
和室	210円	310円

備考

- 1 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1 日につき 12,400 円とする。
- 2 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の 2 割に相当する額を徴収する。

別表第22 削除

別表第23 (第6条関係)

函館市新八幡町会館

区分	時間区分	
	昼間(午前9時から午後5時まで) 1時間につき	夜間(午後5時から午後9時まで) 1時間につき
集会室	410円	620円
和室	310円	460円
調理室	210円	310円

備考

- 1 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする。
- 2 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の2割に相当する額を徴収する。